



島根県報

令和2年12月22日（火）

号外 第 155 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第756号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県道	松江木次線	松江市西忌部町字小田8番1地先から同地先まで	前	メートル 18.00～ 27.50	メートル 16.50	松江県土整備事務所 減幅 払下げ	
			後	17.50～ 21.50	16.50		
〃	西伯伯太線	安来市伯太町須山福富779番1地先から同480番1地先まで	前	4.98～ 8.61	547.70	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅	
			後	11.89～ 66.64	547.70		
〃	矢尾今市線	出雲市矢尾町514番地先から同市高岡町659番1地先まで	前	A	6.00～ 22.43	1,415.40	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅
				B	10.65～ 63.50	937.57	
		後	A	6.00～ 22.43	1,415.40		
			B	10.65～ 87.12	937.57		
〃	弥栄旭インター線	浜田市金城町小国868番9地先から同867番12地先まで	前	A	9.05～ 61.61	329.50	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
				A	9.05～ 61.61	329.50	
			後	B	17.66～ 114.05	270.00	

島根県告示第757号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	西伯伯太線	安来市伯太町須山福富779番1地先から同480番1地先まで	メートル 547.70	令和2年 12月22日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	外園高松線	出雲市下横町431番地先から同町396番地先まで	238.50	令和3年 1月8日	出雲県土整備事務所	
〃	矢尾今市線	出雲市矢尾町453番1地先から同市高岡町645番3地先まで	933.94	令和2年 12月26日		
〃	皆井田江津線	江津市跡市町1629番2地先から同町1613番8地先まで	89.19	令和2年 12月22日	浜田県土整備事務所	
〃	大田井田江津線	江津市後地町1647番2地先から同町1286番地先まで	472.50	令和2年 12月22日		